

三星製作所紛議ノ件

西田 汎 大 浪 雄

密陽會務部、遂添縣外

名古屋出張所 大 署 兼 業

昭和十年七月十六日

法務部

Handwritten notes and stamps in a rectangular box, including a date stamp and illegible text.

法人協調會名古屋出張所

財團 法人協調會名古屋出張所

三星製作所紛議の件

- 一 場 所 名古屋市南区二軒町二ノ一四
- 一 名 稱 株式会社三星製作所
- 一 業 種 下向ランプ製作（主として濠洲方面輸出物）
- 一 参加者 二十二名（全従業員四十名）
- 一 應援組合 日本労働總同盟
愛知縣聯合會
- 一 紛議發生 昭和十年六月二十四日
- 一 同 解決 昭和十年七月三日

紛議概要

同製作所は季節的關係に依り不況となつた爲に中根富男外六名に對し無手當無期限の臨時休業を六月二十四日實施され、數次事業主橋本龜三郎に對し、臨時休業の取消しを嘆願したるも容れられず従業員中二十二名は日本労働總同盟に加盟し、其の應援を得て、六月二十九日左の如き要求書を提出、